

## 茨木市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う指定事業者等指導の実施に関する要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。第1及び第4において「法」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（第3及び第9において「第1号事業」という。）の内容並びに法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の請求に関する報告又は当該第1号事業の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく指導（以下「指導」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集団指導 必要な指導の内容に応じ、第4に規定する指定事業者等の全部又は一部を一定の場所に集めて行う講習等又は動画の配信等の方法により実施する指導をいう。
- (2) 運営指導 第4に規定する指定事業者等の事業所において面談の方法（設備及び第1号事業の利用者のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容に関する指導（運営体制に関する指導及び第1号事業支給費の請求の適正実施に関する指導に限る。）にあっては、面談又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法）により実施する指導をいう。

### (基本方針)

第3 指導の実施に当たっては、第4に規定する指定事業者等に対し、第1号事業の取扱い、第1号事業支給費の請求等に関する事項について、厚生労働省が示す基準等を周知徹底する。

### (指導の対象)

第4 指導の対象は、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者及び当該指定事業者であった者並びに当該指定に係る事業所の従業者及び当該従業者であった者（以下「指定事業者等」という。）とする。

### (集団指導の実施)

第5 指導の対象のうち集団指導の対象となる者は、全ての指定事業者等とする。

2 市長は、集団指導を実施するときは、集団指導の日時、場所、指導担当者、出席

者、指導の内容等について、集団指導の対象となる者に対して、あらかじめ書面により通知する。

(運営指導の実施)

第6 指導の対象のうち運営指導の対象となる者は、運営指導の実施頻度及び個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう選定する。

2 市長は、運営指導を実施するときは、運営指導の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者、指定事業者等の出席者、準備すべき関係書類等、当日の計画等について、運営指導の対象となる者に対して、あらかじめ書面により通知する。ただし、運営指導の対象となる指定事業者等において高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該指定事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に書面により通知する。

(運営指導結果の通知)

第7 市長は、運営指導において、人員、設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合及び第1号事業支給費の請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ、過誤による調整を要すると認められる場合は、指定事業者等に対して、書面によりその旨を通知する。

(報告書の提出)

第8 市長は、第7の規定により通知した事項について、当該指定事業者等から報告書の提出を求めるものとする。

(監査への変更)

第9 市長は、運営指導において次に掲げる状況にあると認めるときは、運営指導を終了し、茨木市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う指定事業者等監査の実施に関する要綱（平成28年4月1日実施）に定めるところの監査を実施し、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 市長が定める第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 第1号事業支給費の請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、指導について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から実施する。